

第3号議案

令和2年度事業計画(案)

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

戦後最長の景気回復局面が続いていたが、令和2年に入って全世界に広がりを見せる新型コロナウイルス感染症の拡大で、世界経済が一気に悪化している。我が国も例外ではなく、日本政府は10年11か月ぶりに景気が「悪化」していると報告しており、今後もまだ先の見通せない状況が続くそうである。

そのような経済情勢の中で、公正取引協議会の運営にも影響が出ており、本来であれば、令和3年度に予定していた不動産公正競争規約の全面改正について、当該感染症の影響のため、消費者庁との協議の目途がつかず、遅延している。また、「三密（密閉・密集・密接）」を避ける観点から、会議や研修会も予定を立てるのが困難な状況にある。

しかし、当協議会の事業計画としては、当協議会の使命である「事業者間における公正競争の確保」及び「消費者保護」を掲げ、感染症に最大限留意しながら、終息を信じ事業実施をしていきたい。

計画としては、昨年度末に行えなかった研修事業も踏まえ、「不動産の表示に関する公正競争規約」と「不動産における景品類の制限に関する公正競争規約」の周知徹底を行い、普及活動に努めつつ、適正な広告作成のために、会員はもとより、広告代理店・印刷会社等の賛助会員への事前相談業務も引き続き対応していく。

インターネットによる「おとり広告」に関しては、引き続き違反事業者に対する指導を積極的に行い、平成30年度8月から実施している違約金課徴事業者に対するポータルサイトへの広告掲載を原則1ヶ月以上停止する措置についてもポータルサイト運営会社と連携を密にし、適正に実施していく。

九州各地区で活動される指導者・事務局等を対象とした「規約指導担当者研修会」については、各地区調査指導委員会間の格差の解消及び措置基準の統一を図り、担当者の更なるレベルアップを図っていく。

以上の事業等を通して、本会の使命である事業者間における公正競争の確保及び消費者保護をより一層図り、不動産業界の社会的地位の向上を目指し、公正競争規約に違反する行為の未然防止業務を基本としながら、公正競争規約の普及啓発、周知、相談等の諸事業を以下のとおり実施していく。

1. 研修計画

(1) 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

会員に対する表示規約、景品規約の周知活動が最重要課題であるため、各地区又は各所属団体が主催する研修会において普及を図る。本部としても講師の派遣、資料の提供など不動産の公正競争規約を普及させるために積極的に協力する。

(2) 賛助会員研修会

違反広告事例や相談事例などを含め、公正競争規約普及の為、各地区調査指導委員会主催にて広告代理店など賛助会員を対象とした研修会を開催する。

(3) 違反事業者に対する義務研修会

令和元年度中に警告以上の措置を受けた事業者及び平成30年度に義務研修を終えてない受講義務のある事業者を対象にした研修会を、各地区調査指導委員会において、適宜開催する。なお、例年通り対象者が少ないなど研修会を開催しない場合は、福岡地区が主催する研修会が対象者を受け入れることができることとする。

(4) 新規入会事業者に対する規約普及研修会

新規事業者へ公正競争規約を周知するため、各地区調査指導委員会及び所属団体で、新規事業者や従業員を対象にした研修会を、適宜開催する。

(5) 規約指導担当者研修会の実施

各地区の調査指導委員長、担当事務局等を対象に公正競争規約や違反事例に関する研修会を実施し、担当者のレベルアップを図る。

2. 調査・指導計画

(1) 公正競争規約違反被疑事案の官民合同の現地実態調査

本年度は、官民合同の現地実態調査を、次の県で実施する。なお、実態調査費用は、本部にて負担する。

開催時期／ 8月から翌年3月中旬頃

開催 県／ 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

各地区での調査指導・措置についての統一化を図るため、公正競争規約指導マニュアル改訂版の作成。

(2) 消費者モニター制度の充実

各地区調査指導委員会は、消費者モニターから収集した広告を点検、調査し、適正に処理する。また、消費者モニター会議を開催し、消費者ニーズの動向、業界に対する意見要望を聴き、当協議会の事業に反映させる。

(3) 事前相談業務の拡充

各地区調査指導委員会は、所属の会員事業者、賛助会員等から不動産広告についての質問、広告作成にかかる相談に積極的に応じることとし、公正競争規約違反の未然防止に努める。

(4) インターネットの「おとり広告」撲滅への対応

8月の措置から、インターネットにおける「おとり広告」により嚴重警告並びに違約金課徴の措置を講じた事業者に対し、7つの不動産情報サイト運営会社及び団体と連携し、各サイトへの広告掲載を原則1か月以上停止する施策を実施する。また、協力サイトとの意見交換会などを実施し、「おとり広告」の撲滅への取り組みをより強化する。

3. 広報計画

(1) ホームページによる情報提供

ホームページをリニューアルし、事業者及び消費者へ向けて公正競争規約の普及活動を行う。また、「おとり広告」についての注意喚起など情報提供を行う。

(2) 規約・ハンドブック・ステッカーの頒布

表示規約及び景品規約の普及のため「不動産の公正競争規約」、「不動産広告ハンドブック」の頒布を引き続き行う。また、会員事業者に対しては事業所に提示する「公正表示ステッカー」を配布又は頒布する。

4. その他

(1) 賛助会員の入会促進

不動産広告の適正化推進のためには、不動産広告を作成または掲載する新聞社、広告代理店、不動産ポータルサイト運営会社の理解と協力が不可欠となるため、引き続き、広告代理店等に賛助会員入会を働きかけていく。

(2) 地区調査指導委員会間の連携強化

各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように、体制の整備、強化を図る。また、本部調査指導委員会において各地区調査指導委員会での規約の運用状況等、意見交換を行う。

(3) 関係官庁及び他地区協議会との連携強化

消費者庁・公正取引委員会及び九州・沖縄の関係行政官庁との連携を強化することにより、不動産広告の適正化と取引の公正化を図る。また、他地区協議会と情報交換や意見交換を行い「おとり広告」等の共通問題への対応及び規約の適正な運用を推進する。

参考（九州不動産公正取引協議会の助成金、補助金）

各地区（8地区）への助成金

- * 地区調査指導委員会費 1地区 10万円 + 3万円×開催回数
- * 消費者モニター謝礼金 1名 1万5千円
- * 義務研修会交付金 1名 1万円

団体会員（19団体）への補助金

- * 研修会補助金（1回実施毎に5万円。但し新入会研修会は除く）
- * 会議、研修会等参加者旅費の一部補助金（1団体一律10万）